

# 株式会社九段インシュアランスサービス

## 情報セキュリティ管理及び個人情報の保護に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、情報の適切な管理及び個人情報の保護に関する基本的な事項を定め、情報の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 情報 当社業務に関連する有形又は無形のすべての情報をいう。ただし、「公知の情報」を除く。
- 二 公知の情報 社外で周知である情報及び公表されている情報、地図又はホームページ上で公表されている情報（官公庁の公表資料、法令等）等をいう。
- 三 重要情報 会社業務に関して漏えい、目的外利用等を防止するために厳重な管理を必要とする情報をいう。「重要情報」は、その内容により「お客さま情報」、「社員等の個人情報」、「機密情報」に区分する。
- 四 情報セキュリティ管理 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、その他法令等を遵守することにより、情報の漏えい、消失、不正利用又は内容が不正に変更されることを防ぎつつ、必要なときに利用することができるように管理することをいう。
- 五 役員 取締役、執行役員及び監査役をいう。
- 六 従業員 当社が雇用するすべての者（顧問、派遣社員を含む）をいう。
- 七 発信組織長等 情報を作成、発信若しくは所管する組織の長又はその指示を受けた情報管理責任者をいう。
- 八 センシティブ情報 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条が定める通り、個人情報保護法第2条三項に定める要配慮個人情報（※）並びに、労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第一項各号に掲げる者若しくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）をいう。

※要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要するものとして同法施行令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 九 特定個人情報 個人番号（住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 十 仮名加工情報 個人情報保護法第2条第一項各号に掲げる個人情報の区分に応じ、同法に定める措置を講じて他の情報を照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- 十一 匿名加工情報 個人情報保護法第2条第一項各号に掲げる個人情報の区分に応じ、同法に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 十二 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

（行動準則）

第3条 当社の役員及び従業員は、情報の重要性を認識し、本規程、プライバシーポリシー並びに情報セキュリティ管理及び個人情報の保護（以下「情報セキュリティ管理等」という。）に関する社内規則（情報セキュリティ管理マニュアルを含む。）を遵守しなければならない。

（情報の取り扱い）

第4条 当社の役員及び従業員は、情報を社外に流出させてはならない。

- 一 下表の左欄に掲げる情報の区分ごとに、下表の右欄に掲げる準拠すべき法令等に基づき、管理方法、手続きその他必要な事項を情報セキュリティ管理マニュアルに定める。

なお、特定個人情報については、取り扱い部署の取扱規程等に別途定める。

重要情報の種類		準拠すべき法令等
お客さま情報	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法律</li> <li>・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（告示）</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（告示）</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</li> <li>・特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（告示）</li> <li>・保険会社向けの総合的な監督指針</li> </ul>
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社向けの総合的な監督指針</li> </ul>

社員等の個人情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人情報の保護に関する法律</li> <li>• 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（告示）</li> <li>• 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</li> <li>• 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（告示）</li> </ul>
機 密 情 報	個人の顧客 情報及び社 員等の個人 情報を除く 個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人情報の保護に関する法律</li> <li>• 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</li> <li>• 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（告示）</li> </ul>
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険会社向けの総合的な監督指針</li> </ul>

二 金融庁検査に関連する情報、インサイダー取引防止規程に定める当社に係る重要事実、クレジットカードに関する情報、センシティブ情報、特定個人情報及び発信組織長等が指定した情報（以下「関係者外秘情報」という。）については、関係者以外に漏れないようにしなければならない。

三 外国にある個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者または個人関連情報取扱事業者のうち、日本の居住者等国内にある者に対して物品やサービスの提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を取り扱う場合には、当該外国にある個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者に対して、個人情報保護法が適用される。

（体制）

第5条 情報セキュリティ管理等を徹底するため、情報管理統括責任者、及び情報管理責任者を設置し、それぞれ次に定める者をあてる。

- 一 情報管理統括責任者は、個人データの安全管理にかかる業務遂行の総責任者である代表取締役社長とする。
- 二 情報管理責任者は、常勤取締役とする。
- 三 情報セキュリティ管理等の統括部署は、常勤取締役で構成する。

（権限）

第6条

- 一 情報管理統括責任者の権限は、次のとおりとする。

- ① 情報セキュリティ管理等に関する社内規則の承認
- ② 本人確認に関する情報の管理者の任命
- ③ 情報セキュリティ管理等に関する事項の情報管理責任者からの報告徴収
- ④ その他当社全体に関連する情報セキュリティ管理並びに個人情報、仮名加工情報、匿名仮名加工情報及び個人関連情報、並びに個人番号及び特定個人情報の保護に関する業務に係る権限

二 情報管理責任者の権限は、次のとおりとする。

- ① 組織内における情報の取扱者の指定及び変更
- ② 組織内における情報の利用申請の承認
- ③ 組織内における情報の保管媒体の設置場所の指定及び変更

(点検及び監査)

#### 第7条

- 一 情報セキュリティ管理等を徹底するため、定期的に情報の取扱状況の点検及び監査を行う。
- 二 点検は、別に定める実施要領に従い、情報を取り扱う組織が自ら実施する。
- 三 監査は、東京海上日動火災保険株式会社経営企画部による管理状況のモニタリングがこれに該当する。

(改廃)

第8条 本規程の改定及び廃止は、取締役会の決議によりこれを行う。ただし、軽微な修正は、取締役が社長に諮ったうえでこれを行うことができる。

2005年 3月25日制定  
2013年12月12日改定  
2015年12月10日改定  
2017年 5月30日改定  
2019年 6月 6日改定  
2022年 4月 1日改定  
2024年10月31日改定  
2024年12月 1日改定